

## 居宅介護・重度訪問介護・同行援護

# 重要事項説明書

当事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、重度訪問介護及び同行援護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	18
8. サービス実施の記録について	19
9. 虐待の防止について	19
10. 身体拘束について	19
11. 秘密の保持と個人情報の保護について	20
12. 緊急時の対応方法について	20
13. 事故発生時の対応方法について	20
14. 損害賠償保険への加入	20
15. ハラスメントの防止について	21
16. 苦情等の受付について	21
17. 第三者評価の実施状況について	22

## 1. 事業者

名称	社会福祉法人 別海町社会福祉協議会
所在地	北海道野付郡別海町別海旭町149番地1
電話番号	0153-75-2148
代表者氏名	会長 佐藤次春
設立年月日	昭和48年2月3日

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	別海町社会福祉協議会 介護サポートセンターほほえみ
北海道指定事業所番号	居宅介護 0114200033号 (平成18年10月1日指定) 重度訪問介護 0114200033号 (平成18年10月1日指定) 同行援護 0114200033号 (平成24年1月25日指定)
事業所の所在地	北海道野付郡別海町別海常盤町246番地24
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、利用者に対し、適正な居宅介護、重度訪問介護及び同行援護を提供することを目的とします。
電話番号	0153-75-0034
管理者氏名	片野 康彦
事業所の運営方針について	<p>指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>指定同行援護の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他当該利用者等の外出時に必要な援助を適切かつ効率的に行うものとする。</p> <p>指定居宅介護・指定重度訪問介護及び指定同行援護の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努め、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

### 3. 事業実施地域

別海町全域

### 4. 営業時間

営業日	月～金 (土曜日、日曜日、祝日、12月31日～1月5日までは利用者の要望に応じサービスを提供する。)
営業時間	月～金 午前8時45分～午後5時30分
サービス提供時間帯	月～金 午前8時45分～午後5時30分

### 5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1		従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
2. サービス提供責任者	1		利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画(以下「居宅介護計画等」という。)を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等を行います。また、居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画等の変更を行います。
3. 従業者	2	4	居宅介護計画等に基づき、指定居宅介護等の提供にあたります。
(1)介護福祉士	2		
(2)1級課程修了者		1	
(3)2級課程修了者 介護員初任者研修修了者	1	3	

※ 当事業所では、利用者に対して指定居宅介護等を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 当事業所は、従業者に研修の機会を設け、資質の向上を図ります。

## 6. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

### (1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容	
居宅介護計画等の作成	市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況等を踏まえ、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成します。居宅介護計画等は利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。	
居宅介護		
身体介護	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	食事介助	食事の介助を行います。
	衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助を行います。
	その他	日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	買い物	利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
	その他	関係機関への連絡など必要な家事を行います。
通院等介助	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行います。	
通院等乗降介助	通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。	
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護サービスや調理、洗濯、掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。	
同行援護	外出時において、移動に必要な情報提供（声かけ、代筆、代読等）を行うとともに、利用者がヘルパーの肩やひじを持つなどして移動の支援を行います。また、外出時の移乗、移動、排せつ及び食事等において必要な介助を行います。	
その他必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。		

### (2) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭（サービス利用料金を除く）、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭（サービス利用料金を除く）又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### (3) サービスの料金と利用者負担額

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス利用料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。

#### ＜利用者負担額の上限等について＞

- ◆ 介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。
- ◆ 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

#### ＜償還払い＞

- ◆ 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

## ★ 居宅介護

### 基本料金

#### ① 居宅における身体介護

利用時間	利用料金	自己負担額
30分未満	2,560円	256円
30分以上 1時間未満	4,040円	404円
1時間以上 1時間30分未満	5,870円	587円
1時間30分以上 2時間未満	6,690円	669円
2時間以上 2時間30分未満	7,540円	754円
2時間30分以上 3時間未満	8,370円	837円
3時間以上	9,210円に 30分を増すごとに 830円加算	921円に 30分を増すごとに 83円加算

#### ② 通院等介助（身体介護を伴う場合）

利用時間	利用料金	自己負担額
30分未満	2,560円	256円
30分以上 1時間未満	4,040円	404円
1時間以上 1時間30分未満	5,870円	587円
1時間30分以上 2時間未満	6,690円	669円
2時間以上 2時間30分未満	7,540円	754円
2時間30分以上 3時間未満	8,370円	837円
3時間以上	9,210円に 30分を増すごとに 830円加算	921円に 30分を増すごとに 83円加算

#### ③ 家事援助

利用時間	利用料金	自己負担額
30分未満	1,060円	106円
30分以上 45分未満	1,530円	153円
45分以上 1時間未満	1,970円	197円
1時間以上 1時間15分未満	2,390円	239円
1時間15分以上 1時間30分未満	2,770円	277円
1時間30分以上	3,110円に 15分を増すごとに 350円加算	311円に 15分を増すごとに 35円加算

#### ④ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）

利用時間	利用料金	自己負担額
30分未満	1,060円	106円
30分以上 1時間未満	1,970円	197円
1時間以上 1時間30分未満	2,750円	275円
1時間30分以上	3,450円に 30分を増すごとに 690円加算	345円に 30分を増すごとに 69円加算

⑤ 通院等乗降介助

利用料金	自己負担額
1,020円	102円

◆ 基礎研修課程修了者等により行われる場合

①居宅における身体介護 ②通院等介助（身体介護を伴う場合）	基本料金 × 70/100
③家事援助 ④通院等介助（身体介護を伴わない場合）	基本料金 × 90/100
⑤通院等乗降介助	

◆ 重度訪問介護研修修了者による場合

①居宅における身体介護 ②通院等介助 (身体介護を伴う場合)	利用時間	利用料金	自己負担額
	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
	3時間以上	6,380円に 30分を増すごとに 860円加算	638円に 30分を増すごとに 86円加算
③家事援助 ④通院等介助 (身体介護を伴わない場合)		基本料金 × 90/100	
⑤通院等乗降介助			

◆ 2人の居宅介護従業者による場合

（1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと 2人のヘルパーでサービスを提供した場合。）

基本料金 × 200/100
----------------

◆ 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合

（平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合）

夜間（午後6時から午後10時まで）	基本料金 + 25/100
深夜（午後10時から午前6時まで）	基本料金 + 50/100
早朝（午前6時から午前8時まで）	基本料金 + 25/100

◆ 同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物等に居住する利用者にサービスを行う場合

事業所と同一建物等の利用者にサービスを行う場合	基本料金 × 90/100
事業所と同一建物等の利用者 50人以上にサービスを行う場合	基本料金 × 85/100
事業所以外の同一の建物等の利用者 20人以上にサービスを行う場合	基本料金 × 90/100

◆ 身体拘束廃止未実施減算

	利用料金	自己負担額	
1日につき	50円	5円	令和5年4月から適用

◆ 特定事業所加算

(I)	基本料金 + 20/100
(II)	基本料金 + 10/100
(III)	基本料金 + 10/100
(IV)	基本料金 + 5/100

◆ 特別地域加算

(厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合。なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。)

基本料金 + 15/100

◆ 緊急時対応加算

(利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります。))

	利用料金	自己負担額	
1回につき	1,000円	100円	月2回を限度

◆ 喫痰吸引等支援体制加算

	利用料金	自己負担額
1人1日当たり	1,000円	100円

※ サービス提供時間数は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行います。

※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20~30分程度以上)を要し且つ食事や着替えの介助、排せつ介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。

※ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要し且つ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

## 【加算項目（居宅介護）】

### ◆ 初回加算

	利用料金	自己負担額	
1月につき	2,000円	200円	初回月、1回のみ

※ 初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

### ◆ 利用者負担上限額管理加算

	利用料金	自己負担額	
1回につき	1,500円	150円	月1回を限度

※ 利用者負担上限額管理加算は、利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算します。

### ◆ 福祉専門職員等連携加算

	利用料金	自己負担額	
1回につき	5,640円	564円	90日の間、3回を限度

### ◆ 福祉・介護職員処遇改善加算

1月につき	(I)	所定利用料 × 417/1000
	(II)	所定利用料 × 402/1000
	(III)	所定利用料 × 347/1000
	(IV)	所定利用料 × 273/1000
	(V) 13	所定利用料 × 184/1000

※ 所定利用料は、基本料金に各種加算減算を加えた総利用料

★ 重度訪問介護

基本料金

	利用料金	利用料金	自己負担額
イ 口以外の障害 者に提供した 場合	1 時間未満	1,860 円	186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	640 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	736 円
	4 時間以上 8 時間未満	8,210 円に 30 分を増すごとに 850 円加算	821 円に 30 分を増すごとに 85 円加算
	8 時間以上 12 時間未満	15,050 円に 30 分を増すごとに 850 円加算	1,505 円に 30 分を増すごとに 85 円加算
	12 時間以上 16 時間未満	21,840 円に 30 分を増すごとに 810 円加算	2,184 円に 30 分を増すごとに 81 円加算
	16 時間以上 20 時間未満	28,340 円に 30 分を増すごとに 860 円加算	2,834 円に 30 分を増すごとに 86 円加算
	20 時間以上 24 時間未満	35,200 円に 30 分を増すごとに 800 円加算	3,520 円に 30 分を増すごとに 80 円加算
口 病院等に入院 又は入所中の 障害者に提供 した場合  ※90 日以上 利用減算 ×80/100	1 時間未満	1,860 円	186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	644 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,320 円	732 円
	4 時間以上 8 時間未満	8,210 円に 30 分を増すごとに 850 円加算	821 円に 30 分を増すごとに 85 円加算
	8 時間以上 12 時間未満	15,050 円に 30 分を増すごとに 850 円加算	1,505 円に 30 分を増すごとに 85 円加算
	12 時間以上 16 時間未満	21,840 円に 30 分を増すごとに 810 円加算	2,184 円に 30 分を増すごとに 81 円加算
	16 時間以上 20 時間未満	28,340 円に 30 分を増すごとに 860 円加算	2,834 円に 30 分を増すごとに 86 円加算
	20 時間以上 24 時間未満	35,200 円に 30 分を増すごとに 800 円加算	3,520 円に 30 分を増すごとに 80 円加算

◆ 重度障害者等の場合

基本料金 + 15/100
---------------

◆ 障害支援区分6に該当する方の場合

基本料金 + 8.5/100
----------------

◆ 2人の重度訪問介護従業者による場合

- ① 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合。)

基本料金 × 200/100
----------------

※ただし、熟練従業者が同行して支援を行う場合 × 180/100
----------------------------------

- ② 熟練従業者が重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合)

基本料金 × 180/100
----------------

◆ 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合

(平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合)

夜間（午後6時から午後10時まで）	基本料金 + 25/100
深夜（午後10時から午前6時まで）	基本料金 + 50/100
早朝（午前6時から午前8時まで）	基本料金 + 25/100

◆ 身体拘束廃止未実施減算

基本料金 × 99/100
---------------

◆ 虐待防止措置未実施減算

基本料金 × 99/100
---------------

◆ 業務継続計画未実施減算

基本料金 × 99/100
---------------

◆ 業務継続計画未実施減算

基本料金 × 95/100
---------------

◆ 特定事業所加算

(I)	基本料金 + 20/100
(II)	基本料金 + 10/100
(III)	基本料金 + 10/100

◆ 特別地域加算

(厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合。なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいたしたことになっている交通費は徴収しません。お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。)

基本料金 + 15/100
---------------

◆ 緊急時対応加算

(利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、ヘルパーが重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなつてないサービスを緊急に行った場合(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります。))

	利用料金	自己負担額	
1回につき	1,000円	100円	月2回を限度

◆ 咳痰吸引等支援体制加算

	利用料金	自己負担額
1人1日当たり	1,000円	100円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、重度訪問介護計画の見直しを行います。

※ 利用者の体調等の理由で重度訪問介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

【加算項目(重度訪問介護)】

◆ 移動介護加算

	利用料金	自己負担額
1時間未満	1,000円	100円
1時間以上1時間30分未満	1,250円	125円
1時間30分以上2時間未満	1,500円	150円
2時間以上2時間30分未満	1,750円	175円
2時間30分以上3時間未満	2,000円	200円
3時間以上	2,500円	250円

※ 2人の重度訪問介護従業者による場合：移動介護加算料金×200/100、ただし、熟練従業者が同行して支援を行う場合は移動介護加算料金×170/100

◆ 初回加算

	利用料金	自己負担額
1月につき	2,000円	200円

※ 初回加算は、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

◆ 利用者負担上限額管理加算

	利用料金	自己負担額	
1回につき	1,500円	150円	月1回を限度

※ 利用者負担上限額管理加算は、利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算します。

◆ 行動障害支援連携加算

	利用料金	自己負担額	
1回につき	5,840円	584円	30日の間、1回を限度

◆ 移動介護緊急時支援加算

	利用料金	自己負担額
1日につき	2,400円	240円

※ 利用者を自ら運転する車両に乗車させて走行する場合であって、当該利用者からの要請に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他必要な支援を緊急に行った場合に加算

◆ 福祉・介護職員処遇改善加算

1月につき	(I)	所定利用料 × 343/1000
	(II)	所定利用料 × 328/1000
	(III)	所定利用料 × 273/1000
	(IV)	所定利用料 × 219/1000
	(V) 13	所定利用料 × 154/1000

※ 所定利用料は、基本料金に各種加算減算を加えた総利用料

★ 同行援護   
基本料金

利用時間	利用料金	自己負担額
30分未満	1,900円	190円
30分以上1時間未満	3,000円	300円
1時間以上1時間30分未満	4,330円	433円
1時間30分以上2時間未満	4,980円	498円
2時間以上2時間30分未満	5,630円	563円
2時間30分以上3時間未満	6,280円	628円
3時間以上	6,930円に 30分を増すごとに 650円加算	693円に 30分を増すごとに 65円加算

- ◆ 基礎研修課程修了者等により行われる場合

基本料金 × 90/100

- ◆ 盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合

基本料金 × 90/100

- ◆ 2人の同行援護従業者による場合

(1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合。)

基本料金 × 200/100

- ◆ 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合

(平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合)

夜間（午後6時から午後10時まで）	基本料金 + 25/100
深夜（午後10時から午前6時まで）	基本料金 + 50/100
早朝（午前6時から午前8時まで）	基本料金 + 25/100

- ◆ 盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合

基本料金 + 25/100

- ◆ 障害支援区分3に該当する方の場合

基本料金 + 20/100

- ◆ 障がい支援区分4以上に該当する方の場合

基本料金 + 40/100

- ◆ 身体拘束廃止未実施減算

	利用料金	自己負担額	
1日につき	50円	5円	令和5年4月から適用

◆ 特定事業所加算

(I)	基本料金 + 20/100
(II)	基本料金 + 10/100
(III)	基本料金 + 10/100
(IV)	基本料金 + 5/100

◆ 特別地域加算

(厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合。なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。)

基本料金 + 15/100

◆ 緊急時対応加算

(利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、ヘルパーが同行援護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合(対象となるサービスは、身体介護を伴う場合に限ります。))

	利用料金	自己負担額	
1回につき	1,000 円	100 円	月2回を限度

◆ 咳痰吸引等支援体制加算

	利用料金	自己負担額
1人1日当たり	1,000 円	100 円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、同行援護計画の見直しを行います。

※ 利用者の体調等の理由で同行援護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

【加算項目(同行援護)】

◆ 初回加算

	利用料金	自己負担額
1月につき	2,000 円	200 円

※ 初回加算は、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

◆ 利用者負担上限額管理加算

	利用料金	自己負担額	
1回につき	1,500 円	150 円	月1回を限度

※ 利用者負担上限額管理加算は、利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算します。

◆ 福祉・介護職員処遇改善加算

1月につき	(I)	所定利用料 × 274/1000
	(II)	所定利用料 × 200/1000
	(III)	所定利用料 × 111/1000
	福祉・介護職員等ベース アップ等支援加算	所定利用料 × 45/1000

※ 所定利用料は、基本料金に各種加算減算を加えた総利用料

## 〈利用者負担に関する月額上限〉

- 障害福祉サービスの「定率負担」は、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限額		
生活保護	生活保護受給世帯	0 円		
低所得	市町村民税非課税世帯(注 1)	0 円		
一般 1	市町村民税非課税世帯（所得割 16 万円(注 2)未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます(注 3)。	9,300 円		
	障 害 児	市町村課税世帯 (所得割 28 万円(注 4)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 入所施設利用の場合	4,600 円 9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円		

(注 1) 3 人世帯で障害基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

(注 2) 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象となります。

(注 3) 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

(注 4) 収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## 〈高額障害福祉サービス費〉

世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

- 障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。
- 障害児が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法によります）。  
※ 世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

## 〈生活保護への移行防止策〉

負担軽減策を講じても、定率負担等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限額等を引き下げます。

#### (4) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)

① 交通費	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費（1キロ20円）をいただきます。	
② キャンセル料	利用予定日の1日前の営業日の夕方5時までに申し出があった場合	無料
	利用予定日の1日前の営業日の夕方5時以降、当日の介護員の出発前までに申し出があった場合	利用料金の2割相当額
	予定利用日当日の介護員の出発後に申し出があった場合及び全く申し出がなかった場合	利用料金の3割相当額
※ ただし、利用者の体調不良（感染症含む）、病状の急変や急な入院、事故等やむを得ない事由がある場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。	
④ 通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	実費	

通院等介助等で社会福祉協議会の車両を使用した場合、下記の利用料金一覧に基づいた料金をご負担いただきます。

##### ○ 利用料金一覧

###### ☆ 基本事項

- 1 本運送の利用料金は下記表のとおりです。
- 2 本運送において、介護保険法及び障害者総合支援法に基づくサービス料金は、別途料金となります。

距 離	有償運送料金	1 km単価
1 kmまで	380円	初乗料金
2 kmまで	670円	
3 kmまで	960円	
4 kmまで	1, 250円	
5 kmまで	1, 540円	
6 kmまで	1, 830円	
7 kmまで	2, 120円	
8 kmまで	2, 410円	
9 kmまで	2, 700円	
10 kmまで	2, 990円	
11 kmまで	3, 280円	
12 kmまで	3, 570円	
13 kmまで	3, 860円	
14 kmまで	4, 150円	
15 kmまで	4, 440円	
16 kmまで	4, 730円	
17 kmまで	5, 020円	
18 kmまで	5, 310円	
19 kmまで	5, 600円	
20 kmまで	5, 890円	
21 kmまで	6, 180円	

1 kmごとに  
290円加算

22kmまで	6,470円	
23kmまで	6,760円	
24kmまで	7,050円	
25kmまで	7,340円	
25km以上		

- ※ 車種についてはm、原則として大型、小型及び福祉車両の区分はしない。
- ※ 1km未満の端数が生じた場合は、切り上げる。
- ※ 運送の区域は、野付郡別海町の区域及び野付郡別海町を発着とする標津郡中標津町の医療機関までとする。ただし、中標津町内における医療機関の受診は、別海町に有しない診療科又は医師の紹介があるものに限る。

#### ※ 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画等で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の1日前の営業日の夕方5時までに事業者に申し出てください。
- ② 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ③ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼動状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

#### ※ サービス提供に係る費用

サービスの提供に当たり、利用者又はその家族等の同意を得てサービスの提供に必要な範囲で、消耗品、器具、材料などを使用できるものとします。又、サービスに必要な物品に係る費用は利用者が負担するものとします。

#### ※ 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2ヶ月前までにご説明します。

#### （5）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記（3）及び（4）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 現金支払い
  - イ. 口座への振り込み（ゆうちょ銀行）
  - ウ. 金融機関口座からの自動引き落し（ゆうちょ銀行）

### 7. サービスの利用に関する留意事項

#### （1）ホームヘルパーについて

- ◆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。
- ◆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## (2) サービス提供について

- ◆ サービスは、「居宅介護計画等」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ◆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

## (3) サービス内容の変更

- ◆ 訪問時に、利用者の体調等の理由により居宅介護計画等で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。又、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

## 8. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所は、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画等及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令及び社会福祉法人別海町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

## 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局傷害保険福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	片 野 康 彦
-------------	---------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 10. 身体的拘束等について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合、利用者、又はその家族等に対して同意を得た上で、要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

また、事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性：直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

② 非代替性：身体的拘束等以外に、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③ 一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解きます。

#### 11. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

#### 12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

##### 《緊急時の連絡先》

氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

#### 13. 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合には、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

#### 14. 損害賠償保険への加入

本事業者は、全国社会福祉協議会社協総合補償プランに加入しています。

## 15. ハラスメントの防止について

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることのないよう、方針の明確化等必要な措置を講じます。

また、利用者、家族又は身元保証人等からの事業者やサービス従事者、その他関係者に対し以下のようない行動がある場合は、管理者への報告を義務づけております。その後、管理者よりご連絡をさせていただき、話し合いのもと、サービスの提供の停止、契約解除とさせていただく場合があります。

(1) 身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為 ① 物を投げつける ② たたく、蹴る、それと同様に見える行為 ③ つばを吐く等、その他
(2) 精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為 ① 大声で怒鳴る、威圧的な態度での言動 ② 合意のない監視カメラの設置 ③ 無視をする、人格を侮辱するような言動 ④ 長時間の拘束、同じ内容を繰り返す長時間の電話 ⑤ サービス提供範囲外の要求等、その他
(3) セクシュアルハラスメント	意に添わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為 ① 不必要に体に触る行為 ② 卑猥な写真や雑誌を見せる ③ 卑猥な言動等、その他
(4) その他	故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

サービス従事者から利用者、家族又は身元保証人等に上記のような行動がある場合は管理者までご連絡ください。

## 16. 苦情等の受付について

当事業所及びサービス内容に対する苦情・ご相談は、面接・電話・書面等により次のとおり対処いたします。



### 《当事業所の受付窓口》

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	別海町社会福祉協議会介護サポートセンター ほほえみ
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分
担当者（苦情処理担当）	時野智美
苦情解決責任者（管理者）	片野康彦
電話番号	(0153) 75-0034

### 《第三者委員》

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

名 前	連絡先（電話番号）
堀 込 哲 夫	0153-75-2449
松 倉 穂 子	0153-75-3378

### 《行政機関その他苦情受付機関》

本事業所及び第三者委員以外でも苦情やご相談を受け付けています。

別海町役場 福祉部福祉課 社会・障がい福祉担当	所在地 別海町別海常盤町280 電話番号 0153-75-2111 受付時間 午前8時45分～午後5時30分 (平日)
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 (011)231-5175 受付時間 午前9時～午後5時 (平日)
北海道福祉サービス 適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 電話番号 011-204-6310 受付時間 午前9時～午後5時 (平日)

### 17. 第三者評価の実施状況について

当事業所では実施しておりません。

令和 年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

別海町社会福祉協議会 介護サポートセンターほほえみ

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 印

本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

署名代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

家族代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

(令和7年11月11日改訂)